

いわき避難者訴訟
 仙台高裁判決（3/12）の意義について

福島原発被害弁護団
 弁護士 米倉 勉

第1 認容金額

1 認定された損害の内訳

	帰還困難 区域	居住制限区域・ 解除準備区域	緊急時避難準 備区域
避難を余儀なくされた 慰謝料	150万円	150万円	70万円
避難生活の継続による 慰謝料	850万円	850万円	180万円
故郷の喪失による慰謝 料	600万円	—	—
故郷の変容による慰謝 料	—	100万円	50万円
合計	1600万円	1100万円	300万円

2 賠償額の整理

(避難区域)	既払額	1審判決	高裁の追加	合計
帰還困難	1450万円	150万円	なし	1600万円
居住制限	850万円	150万円	100万円	1100万円
解除準備	850万円	150万円	100万円	1100万円
緊急時避 難準備	180万円	70万円	50万円	300万円

第2 判決の積極面—大きな前進

1 被告の悪質性を認定

- ・津波による全電源喪失の予見可能性を認定。
- ・被害者にとって、被告の対応の不十分さは「痛恨の極み」

2 損害の分析・解明の深化と発展

(1) 慰謝料項目の明確化・拡張（3種類の慰謝料）

① 避難を余儀なくされた慰謝料

- ・「危険（=被ばく）に直面」し、避難を強いられたことによる精神的苦痛
- ・これまでの論考・判決にはなかった新しい観点

② 避難生活の継続による慰謝料

- ・避難がもたらす苦痛=日常生活阻害（不安・不自由・不便など）、中間指針が規定する「避難による精神的苦痛」

③ 故郷喪失・変容慰謝料

- ・地域生活利益の喪失による有形無形の損害と精神的苦痛

（２）指針による賠償（既払金）の内容を特定

- ・指針による「月額 10 万円」の支払は、「継続慰謝料」のみ。
- ・指針によって評価されていない損害は、司法的救済の対象。

（３）故郷喪失慰謝料の内容分析の深化

- ・保護法益である「包括的平穏生活権」の中核である「地域生活利益」は、「社会環境的条件」と「自然環境的条件」というべき多くの要素（諸条件）の総体（=「故郷」）。
- ・これらの諸条件は、地域における住民の生活を支える基盤であり、無償の財物や役務をもたらす（経済的側面）。
- ・同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じて、住民は地域への強い帰属意識と安心感を得ていた（精神的側面）。
- ・自然環境的条件は、放射能汚染によって侵害され、社会環境的条件は、住民の避難によって、住民の結びつきが解体されることで侵害された。
- ・仮に帰還しても、地域社会が大きく変容してしまったことによる被害が継続する。

（４）評価

- ・以上を通じて、損害評価の基礎となる検討と分析（被害論の総論的分析）は、網羅的に進展・深化した。上記の「余儀なく慰謝料」を含めた損害要素の項目化と体系化、そして「故郷喪失」損害を明確に認めた上での分析の深化は、今後の後続事件にとって有効な武器になり得る。
- ・指針による既払い金は、生じている損害の一部の要素に過ぎないこと明示し、司法的救済の必要性を示した。

第 3 判決の欠陥と矛盾

1 低額な損害算定（損害算定の欠陥）

優れた総論に反して、結論としての損害算定（認容額）は、不当に低額な水準に留まった。具体的な欠陥は、以下の3点。

- ① 避難（継続）慰謝料の月額10万円という算定と、終期を平成30年3月（85ヶ月分）とする損害評価を理由なく肯定。緊急時避難準備区域については、さらに減額。
- ② 帰還困難区域における避難慰謝料の終期を、①と同じ平成30年3月としたことの不均衡・不合理性。
- ③ 故郷喪失慰謝料を、帰還困難区域でさえ600万円とし、さらに居住制限区域・解除準備区域を僅か100万円、緊急時避難準備区域は50万円と認定したことの不均衡・不合理性。

2 指針の裁判規範化—「薄く上乗せ」

- ・原陪審による指針の内容を批判的に検討せず、政府の賠償政策を基本的に肯定して、「薄く上乗せ」する姿勢。
- ・行政庁による「指針」を、事実上の裁判規範として位置づけるものであり、「行政への追随」。

3 展望—矛盾の指摘と克服

- ・これらの「優れた損害分析」と、根拠を欠く不均衡な損害算定は両立せず、矛盾する。正当な損害分析に見合った損害算定によってこそ、この矛盾を解決・克服することができる。
- ・この判決は、内在する矛盾・欠陥を克服することで、今後の完全な司法判断・司法的救済の基礎として機能する価値と可能性を内包している。ぜひ克服し、積極的に活用したい。

第4 上告審—東電の対応

1 必死の「巻き返し」

東電は、「一律の上乗せ」判決の確定を、何としても阻止したいため、上告審において「死にもの狂い」の抵抗を始めている。理由書には、千葉勝美（元最高裁判事）など4名の意見書を添付。

① 指針等の趣旨をめぐる「虚構」

原陪審の指針等は「司法的救済スキーム」であり、相当因果関係が認められる全ての損害を網羅的に、「十二分に」填補する水準。その趣旨は、訴訟の頻発による「司法の機能不全」の防止。だから、一律の上乗せは、それ自体が裁量の逸脱だ。

② 「弁済の抗弁」

訴訟外の請求を含めて1個の訴訟物であり、全ての既払金を訴訟上の請求に充当できる。訴訟外の支払には、過払いがある。世帯主への弁済は、同世帯の構成員にも充当できる。

- ③ 財産上の損害と精神的損害は相対的・流動的であり、財物（住宅）の賠償によって、「平穏生活侵害」などの精神的損害は填補される。慰謝料の補完的・調整的機能により、財産的損害が賠償されれば、慰謝料の支払いは減少ないし不要になる。
- ④ 「故郷」なる利益は、法律上保護される権利利益には当たらない。主体も客体も不明確であり、ノスタルジックな主観的価値、あるいは反射的利益に過ぎない。
- ⑤ 「故郷喪失損害」は、地域の状況や他の原告の損害まで、全ての原告の損害として認めるものであり、個別の事実認定を経ない違法な損害評価だ。

2 全力で東電の上告を押し返す闘いを

「最高裁による判断の統一」と「破棄自判・請求棄却」を求める東電の論旨は、極めて重大。必ず押し返したい。

個別の損害評価を争うのではなく、一律の増額そのものを不当とする①や、観念的な法律論や損害評価で損害そのものを否定する②～⑤は、万一採用されると非常に厄介。

当方から、専門家の意見書を添付した反論書を提出（9/28）。

以上